平成２８年（フ）第１０５４号
神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目８番12―104号、従前の住所兵庫県姫路市西夢前台２丁目68番地
債務者　舘　準一郎
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１号
青森市大字大野字片岡10番地２　五十鈴荘３号
債務者　八木橋浩一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
青森市大字大野字片岡10番地２　五十鈴荘３号
債務者　八木橋幸恵
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
青森市大字三内字沢部391番地３
債務者　田中　　明
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市阿部倉17番Ａ―104号
債務者　真鍋　正和
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４８号
神奈川県横須賀市二葉２丁目24番19号
債務者　長島　　悟
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１００５号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―1209号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町８丁目５番８号
債務者　林　　歩美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７５号
熊本市中央区船場町３丁目９番地　ＰＡＬ船場502
債務者　迫田　考生
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１９号
北海道旭川市東光４条２丁目２番５号　第２羽衣マンション５号室
債務者　小屋畑聖一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２８４号
東京都国分寺市西町１丁目11番地12ＵＭＯＯＲＥ国立102
債務者　保村　貴之
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２８５号
東京都国分寺市西町１丁目11番地12ＵＭＯＯＲＥ国立102
債務者　保村　友美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１号
愛媛県西宇和郡伊方町二見乙331番地
債務者　古田　弥夢
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時40分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第５７８号
栃木県宇都宮市鶴田町3639番地２、前住所群馬県前橋市西片貝町４丁目８番地２　コスモス27　205号
債務者　大橋　貴幸
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７９号
栃木県宇都宮市鶴田町3639番地２、前住所群馬県前橋市西片貝町４丁目８番地２　コスモス27　205号
債務者　大橋　侑里（旧姓宮坂）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８５号
栃木県鹿沼市府所町138番地33
債務者　金田　朋子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係